令和８年（フ）第５０号
北海道小樽市東雲町５番11号　ブルマーレしののめＢ－７
債務者　髙橋　悦子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第７３号
北海道小樽市新光４丁目９番９号　ステラフィーノ１－Ａ
債務者　舟山　悠稀
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第７７号
北海道小樽市稲穂３丁目３番132号　シャネルビル301号室
債務者　福井谷　学
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第８４号
宮城県白石市南町１丁目６番５－105号　ファーストガーデン
債務者　石井　優美（旧姓御木）
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第７６５号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地　１街区33棟201号
債務者　髙橋　政治
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８６６号
埼玉県所沢市大字久米2893番地の１　キャッスル久米105
債務者　森　　飛翔
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１０４号
千葉県茂原市大芝541－６　サンアークビレッジ104、住民票上の住所千葉県長生郡一宮町宮原25番地14　サンコーポ一宮105号
債務者　森　　貴宏
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第１２３７号
東京都調布市飛田給２丁目10番地15グリーンヒルズ105
債務者　萩原　　心
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７１７号
東京都八王子市中野山王３丁目７番１－408号中野山王３丁目アパート
債務者　下谷　鈴子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８４０号
東京都清瀬市梅園三丁目17番24号ヴィ・ラージュ梅園703号
債務者　遠藤　　弘
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８５７号
東京都八王子市北野町567番地10第５サンライズマンション216号
債務者　小幡　幸夫
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８７４号
東京都三鷹市上連雀６丁目23番23－106号
債務者　戸山　智子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２０１０号
東京都町田市金井６丁目９番６号
債務者　菊池　幸子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８１号
長野県諏訪市沖田町三丁目44番地　ルミエールＢ101
債務者　本澤　春菜
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第２６３号
奈良県天理市小島町89番地
債務者　龍見　富子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３０８号
奈良市あやめ池北三丁目10番17－211号
債務者　中川　幸作
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１１１３号
広島市西区横川町１丁目６番６－301号
債務者　遠藤　士侑
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部